

我孫子市立我孫子第四小学校 いじめ防止基本方針

平成25年10月 1日 策定
令和 7年 4月 1日 改定

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本理念

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成30年3月改定 文部科学省 「いじめ防止対策推進法」）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「我孫子第四小学校 いじめ防止基本方針」を策定した。

2. いじめ防止のための基本姿勢

（1）学校及び職員の責務

- ① いじめを許さない、見過ごさない（いじめの禁止）
- ② 全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう努める。
(児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。)
- ③ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ④ いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

*基本方針は必要に応じて見直し検討を行うものとする。（PDCA サイクル）

（2）定義に基づくいじめの判断

いじめの定義について「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定。以下「国基本方針」という。）によって以下のように記載されている。（抜粋）

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」と要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

- ・ 人体的な影響のほかに、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・ インターネット上で悪口を書かれたが、当該児童等がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象になる児童等本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童等に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・ 具体的ないじめの様態としては、以下のようなものがある

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめの未然防止のための措置

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの推進

- ① 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。
- ② いじめる児童に対しては、警察・関係機関等との連携も含め、毅然とした指導が必要であることを全教職員が認識するとともに、その姿勢を日頃から示す。
- ③ 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ④ 見て見ぬふりをすることや知らん顔をする、いじめの傍観者とならないよういじめについて相談することの重要性（いじめゼロ宣言の「はなす勇気」）について児童に指導を行う。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。
- ・ 道徳科授業はもとより、学級活動、児童会等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、主体的な活動を推進する。
- ・ 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

②情報モラル学習の実施

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、ICT教育年間計画に位置づけて実施する。また、保護者へも懇談会等で情報を発信していく。

(3) ソーシャルスキルトレーニングの推進

- ①学年ごとに各学年の実態に応じて、発達段階に合わせたソーシャルスキルトレーニングを行う。
- ②豊かな人間関係を築くための教職員研修会（Q-U検査の効果的な活用等）

(4) 人とつながる喜びを味わう体験活動の推進

- ①学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の充実
- ②児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①我孫子市いじめアンケートの実施（年2回）
- ②Q-U検査の活用（年2回）
- ③学校生活アンケートの実施（年1回）
- ④いのちを大切にするキャンペーン・「命を考える」強化月間の実施
- ⑤教育相談の実施（年3回）
- ⑥「心の相談室」の設置
- ⑦悩みホットラインの周知

(2) 児童理解の場の設定

- ・アンケートを実施後、必ず結果のフィードバックを行う。
- ・児童が自らSOSを発信することやいじめの情報を報告することは、多大な勇気を要するものであることを認識し、おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ・月1回職員会議時に全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

(3) 組織での対応

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ 被害児童の心の傷を癒すために、心の教室相談員や養護教諭と連携を取り、指導を行う。

(4) 家庭や関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」「（我孫子市）小中学生のためのいじめ・悩み相談ホットライン」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織

- ①生徒指導部会
- ②校内生徒指導委員会
- ③緊急いじめ対策委員会

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、認知に関与した職員、当該学年教職員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、心の相談員、第三者（福祉や心理の専門的な知識を有する者）我孫子市教育相談センター心理士、その他必要に応じて

5. いじめ防止対策年間計画（令和7年度）

*教育相談は随時実施する。6月、11月、2月は教育相談月間を設ける。

*「指導内容」については、教科、特別活動、行事等を通して指導する。

月	指導内容	アンケート	教育相談	特別活動	行事	その他
4月	学級活動 (学級開き) 「信頼・友情」		家庭環境確認 期間 希望面談	1年生を迎える会		いじめ防止啓発強化月間
5月	「信頼・友情」				運動会	
6月	「生命尊重」	第1回Q-U検査 第1回いじめ アンケート	教育相談月間		「命を考える」 強化月間	いのちを大切にするキャンペーン
7月	「信頼・友情」		個人面談			
8月						

9月	「思いやり」			月例リレー	5年生林間 学校	
10月	「思いやり・ 協力」			月例リレー	さわやか コンサート	市内陸上大会 市内音楽 発表会
11月	「思いやり・ 協力」	市第2回Q-U検査 第2回いじめ アンケート	教育相談月間	月例リレー	6年修学旅行 持久走大会	
12月	「生命尊重」	学校生活 アンケート		月例リレー		
1月	「信頼・ 友情」					
2月	「思いやり」		教育相談月間	6年生を 送る会		
3月	「生命尊重」				卒業式	

6. いじめに対する措置

(1) いじめ認知後の流れ

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、事実関係の把握を行い、速やかに組織的に対応する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめられた児童の安全を確保する。また、被害者を徹底して守り抜くということを基に、事実や今後の指導について、保護者と協議する。
- ③いじめを受けた児童の安全確保を最優先とし、同時にケアを開始する。保護者と連携を図りながら、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ④いじめの円滑な解消のため、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべき事案については、関係保護者、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥いじめ加害者が被害者通報者に圧力（物理的、精神的）を掛けることを防止する。
- ⑦いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」に関しても組織的に指導を行う。

(2) 重大事態発生時の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ

ている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、我孫子市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記組織の決定に従い、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤上記調査結果を踏まえた適切な処置を当該児童らに講ずる。
- ⑥教育委員会に「いじめ重大事態結果報告書」を提出する。

7. 公表、点検、評価等について

- ①学校いじめ防止基本方針をホームページで公表するとともに、その内容を必ず入学時・年度初め等、様々な機会を活用して児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ②年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応を行う。
- ③年度毎にいじめ問題への取り組みや対応結果について、学校評価の評価項目に設定する。

